特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所 月刊 人事労務トピックス

発行者: しおざわ労働法務事務所

所在地: 359-0038埼玉県所沢市北秋津542-14

電話 : 04-2992-5113

FAX: 050-3588-4582 メール: info@shiozawtoshiya.com

【4月の主な人事労務情報】

- ① 改正労働契約法、改正高年齢者雇用安定法が施行さ れます。
- ② 有期労働契約書の更新の場合の基準の書面交付が義 務化されます。

4月からの給与額と社会保険料 社会保険

毎月の社会保険料の基本的な決定方法は、毎年4月~ 6月の3ヶ月間の給与の平均額に保険料率を乗じて決定 するというもので、毎年9月に更新されています(かな りざっくりとした説明ですが…)。

このため、4月からの3ヶ月間に高額の臨時の手当が 発生する場合や、繁忙期で毎月長時間の残業手当がつく 場合は、ふだんの給与額と比較して割高な社会保険料を 支払うことになってしまいます。

一定の場合には、前年7月~当年6月の年間の平均額 での社会保険料の算定を申し立てることができますので、 ご相談ください。

> ※社会保険料はこのほか、昇給など固定的給与の 増減から3ヶ月間の平均額の増減の度合いによっ て随時改定されます。この場合も同様の問題が 生じますが、申立ての制度等はありません。

「算定基礎届の提出(日本年金機構)」

http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2053

改正労働契約法の施行~無期労働契約への転 換Q&A~(厚労省)法改正

4月から施行される労働契約法の改正のうち「無期労 働契約への転換」について、特にQ&A形式でとりまと めてみました。詳細はご相談ください。

無期労働契約への転換

(平成25年4月1日以降に開始の)期間の定めのある 労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合で、労 働者の申込みがあったときは、無期労働契約に転換させ る。

「無期労働契約への転換」Q&A

Q1. 「通算5年」の具体的な考え方は?

A1. 今年平成25年3月末まで契約の初日のある有期労 働契約の期間は通算されません。また、契約の間に一定 の長さ以上の空白期間があるときは、空白期間の前の期 間はリセットされます(クーリング)。期間の長さは表 をご参照ください。

なお、①通算の期間は同一の使用者ごとに計算し、② 労働契約の存続期間を通算します。また③期間は暦日数 で計算し、端数のあるときは、端数同士を合算して30日 で1ヶ月と換算します。

クーリング期間

通算対象となる契約の期間(2つ以上の場合、通算し た期間) と、次の契約の間に下記の長さの空白期間が あるときは空白の前の契約期間は通算されず、リセッ トされます(クーリング)。

通算対象となる期間	契約がない空白期間
2ヶ月以下	1ヶ月以上
2ヶ月超4ヶ月以下	2ヶ月以上
4ヶ月超6ヶ月以下	3ヶ月以上
6ヶ月超8ヶ月以下	4ヶ月以上
8ヶ月超10ヶ月以下	5ヶ月以上
10ヶ月超1年未満	6ヶ月以上
1年以上	

Q2. 本人から申込みがあれば転換とは?

A2. 本人から申込みがあると、「無期労働契約への転 換」を使用者が承諾したものとみなされ、無期労働契約 が成立します。転換の時期は有期労働契約の終了する翌 日です。

Q3. 本人が申込みできる時期は?

A3. 通算契約期間が5年を超えることになる期間の初 日から満了日までです。申し込まなかった場合で、契約 が更新されたときは、新たに同様の申込権が発生します。

1年を超える有期雇用契約(上限は通常3年、特別な 場合は5年)を通算して期間中に5年を超えるときも同 様です。

Q4. 転換後の身分は?

A4. 転換後の労働条件は、直前の契約と同じですが、 就業規則や個別の合意(労働契約)により、変更するこ とができます。転換後は「定年制」の対象とする場合な ど、統一したルールが必要な事項については、既存の就 業規則への追記や無期転換者向けの就業規則の策定といっ た対応が望ましいです。

「有期労働契約法のあらまし(厚生労働省)」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/keiyaku/kaisei/dl/pamphlet.pdf